

第1回 京丹波町成年後見支援センター運営委員会 次第

令和5年4月20日（木）午後1時30分～
京丹波町役場 1階 防災会議室
及びオンライン（ZOOM活用）

1 開会

2 委嘱状の交付

3 町長あいさつ

4 自己紹介

5 委員長、副委員長の選出

委員長（ ）

副委員長（ ）

6 協議事項

（1）委員会等の設置要綱について 資料①-1 ①-2 ①-3

（2）京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について 資料②

（3）成年後見制度等に関する相談対応フロー図の作成について 資料③

（4）令和5年度のスケジュール（案）について 資料④

（5）その他

7 閉会

京丹波町成年後見支援センター運営委員会委員及び京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員等名簿

<敬称略>

区分	所 属	職種・職名等	氏 名	備考	
委員	京都弁護士会	弁護士	松田 めぐみ		
	京都司法書士会 ((公社) 成年後見センター・リーガルサポート京都支部)	司法書士	上田 具美子		
	一般社団法人 京都社会福祉士会	社会福祉士	杉森 良信		
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会	事務局長	津田 勝二		
	京丹波町健康福祉部	部長	木南 哲也		
オブザーバー	京都家庭裁判所 後見センター	主任書記官	三浦 基嗣		
	京都家庭裁判所 園部支部	主任書記官兼庶務課長	山口 優		
	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	今井 昭二		
事務局	京丹波町健康福祉部福祉支援課		課長	岡本 明美	
		高齢福祉係	課長補佐	原澤 洋	
		社会福祉係	課長補佐	上西 貴幸	
		地域包括支援センター	課長補佐	堀 道枝	
			主任	中川 早苗	
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会		事務局次長	岬 秀一	
		地域福祉課	課長	山本 亮栄	
			係長	山崎 由樹	

京丹波町告示第30号

京丹波町成年後見制度中核機関設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者の尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図るための権利擁護支援を推進するため、京丹波町に成年後見制度の利用促進に係る中核機関を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 京丹波町が設置する中核機関の名称は、京丹波町成年後見支援センター（以下「センター」という。）とする。

（設置主体及び運営主体）

第3条 センターの設置及び運営は、京丹波町が行う。ただし、その運営について、適切に行うことができると認められる場合、町長は、運営の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

（事業の内容）

第4条 センターで実施する事業（以下「事業」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 成年後見制度に関する広報及び啓発に関すること。
- （2） 成年後見制度に関する相談及び利用促進に関すること。
- （3） 成年後見人等の支援に関すること。
- （4） 地域連携ネットワークの構築に関すること。
- （5） その他成年後見制度の利用促進に関すること。

（事業の対象者）

第5条 事業の対象者は、京丹波町に在住する者及びこれに準ずる者とする。

（運営委員会）

第6条 センターの公正性及び中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、京丹波町成年後見支援センター運営委員会を設置する。

（守秘義務）

第7条 センターの事業に従事する者又は従事していた者は、事業の利用者

及び利用世帯に関する個人情報保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（所管）

第8条 センターの事務は、福祉支援課が所管するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京丹波町告示第31号

京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京丹波町成年後見制度中核機関設置要綱（令和5年京丹波町告示第30号。以下「設置要綱」という。）第6条の規定により設置する京丹波町成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 運営委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 京丹波町成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営及び事業に関する助言、指導及び監督
- （2） その他運営委員会がセンターの運営において必要と認める事項（組織）

第3条 運営委員会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 弁護士
- （2） 司法書士
- （3） 社会福祉士
- （4） 京丹波町社会福祉協議会の職員
- （5） 京丹波町の職員
- （6） その他運営委員会が必要と認めた者

2 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第5条 運営委員会は、必要に応じて会議を開催するものとする。

- 2 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 運営委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、第3条に規定する委員以外の者で、運営委員会の所掌事項について専門的な知識を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、運営委員会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

(支援調整会議)

第7条 設置要綱第5条に規定する者に関する個別の権利擁護支援について、適切に対応するため運営委員会に支援調整会議を置くことができる。

- 2 支援調整会議は、委員及び前項に規定する個別の事案の関係者が、委員長の求めに応じて出席し、当該事案の適切な対応について、検討等を行う。

(守秘義務)

第8条 委員、オブザーバー並びに会議及び支援調整会議の出席者は、運営委員会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京丹波町告示第32号

京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、京丹波町における成年後見制度の利用の促進と関係機関の連携を図るため、京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 権利擁護支援の関係者の連携強化に関する事項
- (3) その他権利擁護支援に関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱(令和5年京丹波町告示第31号。以下「運営要綱」という。)第3条に規定する京丹波町成年後見支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員
- (2) 京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱(令和2年京丹波町告示第81号)第3条に規定する京丹波町地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の委員
- (3) その他協議会が必要と認めた者

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は運営委員会の委員長を、副会長は運営委員会の副委員長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職

務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（オブザーバー）

第6条 協議会に運営要綱第6条に規定するオブザーバーをオブザーバーとして置くことができる。

2 前項に規定するオブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、協議会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 委員、オブザーバー及び会議の出席者は、協議会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正について

主な改正内容

- 1 要綱の趣旨の明確化 (第 1 条)
- 2 対象者の規定 (第 3 条)
対象者の明確化
 - (1) 京丹波町に住所を有する方
(他市町村の住所地特例対象者・居住地特例対象者を除く。)
 - (2) 他の市区町村に住所がある本町の住所地特例対象者・居住地特例対象者
 - (3) 本町が措置入所を行っている者
- 3 引用する法律の改正を反映 (第 5 条)
- 4 助成する報酬額の上限を規定 (第 6 条第 2 項)
施設入所者 18,000円 (月額)
その他の者 28,000円 (月額)

施行日 令和 5 年 4 月 1 日

第二期成年後見制度利用促進基本計画

（成年後見制度利用支援事業関係抜粋）

2（2）③イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・ 国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

・ 国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

○京丹波町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成21年6月1日

告示第49号

改正 令和2年9月1日告示第57号

改正 令和5年3月29日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の権利や財産を守り、もって福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る成年後見制度の利用に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げる審判の請求(以下「審判の請求」という。)並びに審判の請求に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に係る費用の助成とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

対象範囲を明確化(介護・障害の住所地特例者と措置対象者に限定し、他市町村の住所地特例者は除外)

(支援の対象者)

第3条 支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による本町の住民基本台帳に記載されている者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定による本町以外の市区町村の住所地特例対象者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条の規定により、本町以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (2) 介護保険法第13条の規定による本町の住所地特例対象者
- (3) 障害者総合支援法第19条の規定により、本町が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (4) 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定により、本町が措置している者
- (5) 知的障害者福祉法第16条第1項又は第2項の規定により、本町が措置している者
- (6) その他町長が必要と認める者

(審判の請求)

第4条 町長は、配偶者若しくは2親等内の親族がない要支援者又は親族があっても音信不通の状況等にある要支援者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護

のために支援を行うことが特に必要であると認めた者（以下「**審判請求対象者**」という。）の審判の請求を行うことができる。ただし、3親等又は4親等の親族であって、審判請求をする者の存在が明らかである場合は、この限りでない。

- (1) 当該要支援者の事理を弁識する能力
- (2) 当該要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 当該要支援者に対する他の施策の活用による効果

（審判請求に係る費用負担）

- 第5条 町長は、**家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項**の規定により、**審判請求対象者**の審判の請求を行う場合は、申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判の請求に要する費用を負担するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により町長が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、**家事事件手続法第28条第2項**の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対し行い、本人又は関係人に求償することができる。
 - 3 町長は、審判の結果、成年後見人等が選任されなかったとき、又は成年後見人等が選任された場合であって、当該審判の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、**前項に規定する求償を行わないものとする。**
 - (1) 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である者
 - (2) 審判の請求に要する費用を対象者が負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
 - (3) その他審判の請求に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると町長が認めた者
 - 4 町長は、対象者が前項各号のいずれにも該当しない場合であって、審判により成年後見人等が選任されたときは、第1項の費用の**全部又は一部**を当該選任された成年後見人等に**求償**するものとする。

（成年後見人等に係る報酬の助成）

- 第6条 町長は、**第4条に規定する**審判の請求により成年後見人等が選任された場合であって、**審判請求対象者**が次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬の**全部又は一部**を助成するものとする。
- (1) 前条第3項第1号に該当する者
 - (2) 当該選任された成年後見人等の報酬を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
 - (3) その他当該選任された成年後見人等**に係る報酬**の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると町長が認めた者
- 2 前項の規定による助成の上限額は、成年後見人等が選任された**審判請求対象者が施設に入所している場合は月額18,000円とし、その他の場合は月額28,000円とする。**

助成限度額を明確化

（助成の手続）

- 第7条 助成を受けようとする成年後見人等は、京丹波町成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成が適当と認めるときは、京丹波町成年後見人等報酬助成決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき、京丹波町成年後見人等報酬助成却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成の決定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、京丹波町成年後見人等報酬助成金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（成年後見人等の報告義務）

第9条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第10条 町長は、成年被後見人等に対する成年後見等の終了を家庭裁判所が決定したとき、当該成年被後見人等の資産状況若しくは生活変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第57号）

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第38号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

成年後見制度に関する相談対応フロー図 (案)

I 成年後見制度の利用が必要かどうかの見極め、成年後見制度以外の諸制度について

①成年後見制度で出来ること、出来ないこと

成年後見制度で出来ること

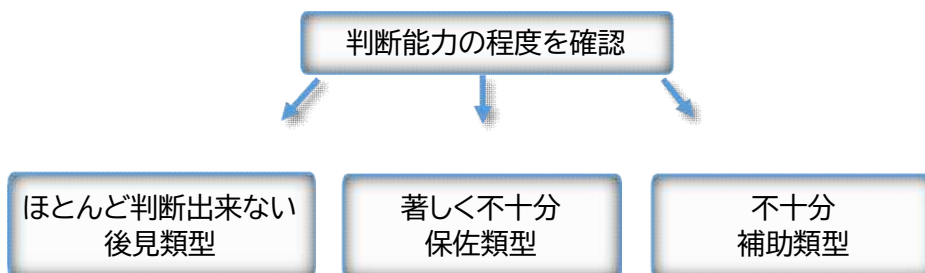
財産管理と身上監護(預貯金の管理、介護契約・入退院手続き、行政手続きの代理、保険契約の締結、不動産の売却、賃貸、相続関係手続き等)

成年後見制度で出来ないこと

医療行為の同意、身分行為(婚姻、離婚・認知等)、居住場所の強要、直接的な介護・看護、身元保証・連帯保証

②判断能力に応じた対応の流れ

【判断能力が低下している場合】

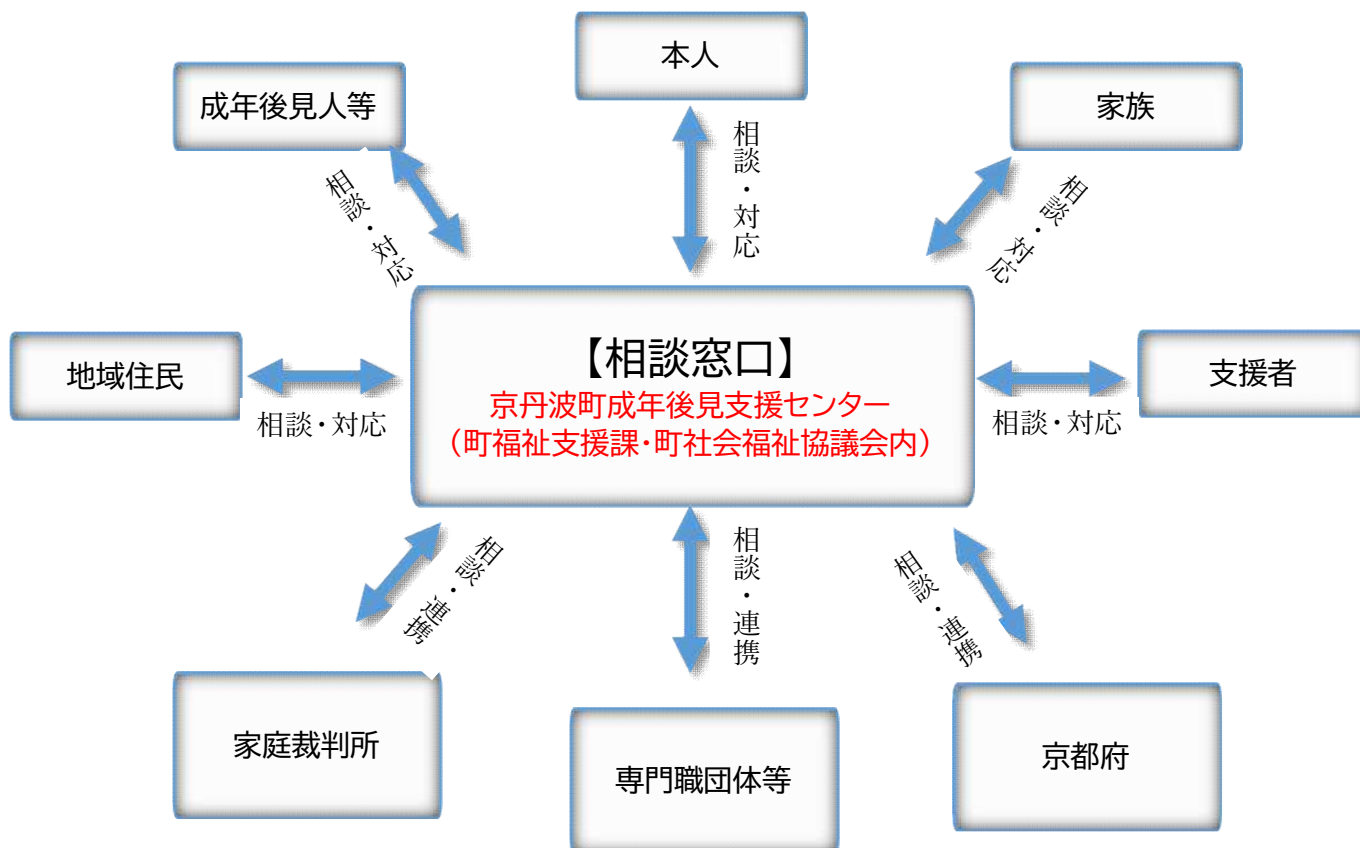


【判断能力が低下していない場合】

①将来判断能力が低下した後のことが心配	…………… 任意後見契約
②今は支援してもらわなくてもよいが相談できる人が欲しい	…………… 見守り契約
③判断能力はあるが今から財産管理や契約等の支援がして欲しい	…………… 財産管理等委任契約 …………… 日常生活自立支援事業(社協)
④亡くなった後の手続きが心配 I 死後事務※葬式やお墓のこと等	…………… 死後事務委任契約
④-2 亡くなった後の手続きが心配 II 財産の処分	…………… 遺言

※①～④は併用する場合があります

II 相談対応の流れ及び相談窓口について



III 助成制度について

①京丹波町成年後見制度利用支援事業

(内容)

・町長申立ての実施

…身寄りがいない方、特別な事情により親族による支援が受けられない方の申立ての実施

・後見人等報酬費用の助成

…後見人等の報酬の助成※助成基準あり

②法テラス(民事法律扶助、特定援助対象者法律相談援助制度)

(内容)

・民事法律扶助

…後見等開始等の申立実費や司法書士・弁護士への報酬(書類作成代行等)の扶助(立替)

※後見人に支払う報酬の扶助は対象外 ※本人申立ての場合は、保佐・補助類型に限る

・特定援助対象者法律相談援助制度

…高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からの申込みで弁護士・司法書士が自宅や入所施設等への出張法律相談を行う援助

令和5年度 京丹波町成年後見支援センター スケジュール（案）

項目	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	
京丹波町成年後見支援センター設置	●												
京丹波町成年後見支援センター運営委員会	●				●						●		
京丹波町成年後見支援センター運営委員会支援調整会議	随時開催												
京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会								●					
中核機関の動き (京丹波町成年後見支援センター)	①周知・啓発 ・チラシの作成・活用 ・広報紙への掲載 ・町ホームページへの掲載	チラシ作成 ホームページ		広報									
	②研修会 ・事務局職員研修会 ・障害・介護サービス事業所、金融機関等向けの研修会開催 ・民生児童委員協議会による研修会開催		事務局職員研修会	障害・介護事業所、金融機関等	民生児童委員協議会								
	③相談対応	随時対応											
	④申立て手続き支援	随時実施											
	⑤市民後見人の養成 法人後見事業の支援等	体制整備の検討（近隣市町や京都府と連携）											
	⑥後見人支援	相談対応・モニタリング実施											
	⑦協議会の運営及び地域連携ネットワークの構築	随時実施											